

異常通報から病性鑑定検体搬送までの対応

1 異常豚の症状

CSF 及び ASF は、感染した豚、いのしし類又は本病ウイルスに汚染された排せつ物、飼料、水、野生動物(ねずみ等)、人、器材などと豚が接触することにより感染する。本病の被害を最小限に食い止めるためには、早期発見がもっとも大切である。そのためには、豚の飼養者は症状について熟知し、毎日の豚の状態を観察し、早期に異常豚を発見し、通報することが極めて重要である。

< 本病の主な症状 >

- ・発熱
- ・食欲不振
- ・元気消失、うずくまり、嗜眠
- ・流産
- ・隅に体を寄せ合う(パイルアップ)



(1)
うずくまり
うずくまり



(2)
隅に体を寄せ合うパイルアップ
パイルアップ



(3)
嗜眠
嗜眠



(4)
目やに(結膜炎も起こしている)
目やに

2 異常豚の通報(届出)

法第 13 条の 2 に規定される特定症状を呈する異常豚を発見した場合、家畜の飼養者又は関係者は同法同条同項に基づき、速やかに最寄りの家畜保健衛生所(以下、家保という)に通報しなければならない。なお、特定症状以外の異常にあっても速やかに通報する。

(1) 特定症状

CSF 及び ASF の特定症状は以下のいずれかの症状(平成 31 年 2 月 25 日付け 30 消安第 5652 号)。

耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。

同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間(概ね一

週間程度)に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等CSF及びASF以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。

ア 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退

イ 便秘、下痢

ウ 結膜炎(目やに)

エ 歩行困難、後軀麻痺、けいれん

オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良(いわゆる「ひね豚」)

カ 流死産等の異常産の発生

キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

同一の畜舎内において、一定期間(概ね一週間程度)に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等CSF及びASF以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

血液検査を実施した場合において、同一の畜舎内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜に白血球数の減少(1万個未満/μl)又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等CSF及びASF以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

(2) 特定症状以外の異常

- 1) 一定期間中(概ね一週間程度)に明らかな発症頭数の増加は認めない場合であっても、異常が継続している場合。

家畜保健衛生所連絡先

| 家畜保健衛生所名 | 電話番号 |
|--------------|--------------|
| 長崎県中央家畜保健衛生所 | 0957-25-1331 |
| 〃 県南家畜保健衛生所 | 0957-68-1177 |
| 〃 県北家畜保健衛生所 | 0956-48-3831 |
| 〃 五島家畜保健衛生所 | 0959-72-3379 |
| 〃 吉岐家畜保健衛生所 | 0920-45-3031 |
| 〃 対馬家畜保健衛生所 | 0920-54-2179 |

3 通報を受けた家保等の対応

(1) 家保の対応

- 1) 通報者からの異常発生状況の聞き取り

通報を受けた家畜防疫員は、CSF 指針別記様式5(様式集)又はASF 指針別記様式1(様式集)により症状の電話聞き取りし、畜産課へメール報告する。なお、CSF 指針第3-1、ASF 指針第3に基づく浸潤状況を確認する調査(以下、「浸潤状況確認調査」という。)においてCSF又はASFを疑う調査結果が確認された場合も、同様に畜産課へ報告する。なお、CSF 指針別記様式5(様式集)又はASF 指針別記様式1(様式集)については、確認された事項から報告するこ

ととし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告することとする。

2) 通報者等への指導

聞き取りにより、本病を疑う場合は、万が一の発生時に備え、ウイルス拡散防止対策の措置を指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせる。

3) 報告(聞き取りの結果、特定症状又はそれ以外の症状で CSF・ASF が疑われる場合)

臨床症状で豚熱又はアフリカ豚熱が強く疑われる場合(大量死等)

当該家保は、農場立入した家畜防疫員からの画像等の報告内容を確認し、特定症状の内容及び疫学情報を CSF 指針別記様式 6 (様式集) 又は ASF 指針別記様式 2 (様式集) に取りまとめ、異常豚の画像データとともに畜産課へメール報告する。

当該家保は、局内幹部職員へ報告する。

当該家保は、他家保と情報を共有する。

(2) の 2) により畜産課からのメールを受理した他家保は、現地防疫対策本部構成員にメールを転送し、情報を共有する。

特定症状に該当するが、他の感染症等の可能性が高いと判断される場合

当該家保は、農場立入した家畜防疫員からの画像等の報告内容を確認し、特定症状の内容及び疫学情報を CSF 指針別記様式 6 (様式集) 又は ASF 指針別記様式 2 (様式集) に取りまとめ、異常豚の画像データとともに畜産課へメール報告する。

家保で実施する血液検査の結果、2の(1)の に該当する場合、当該家保は畜産課へ報告し、局内幹部職員へ報告する。

2の(1)の に該当しない場合は、一般病性鑑定へ移行する。

当該家保は、他家保と情報を共有する。

(2) の 2) により畜産課からのメールを受理した他家保は、現地防疫対策本部構成員にメールを転送し、情報を共有する。

(2) 県畜産課の対応

1) 国(動物衛生課)への報告

畜産課は、CSF 指針別記様式 5 (様式集) 又は ASF 指針別記様式 1 (様式集)により動物衛生課へメール送信し、異常通報受理を報告する。

立入検査後、家保からの異常豚における特定症状の画像等の報告内容を確認し、異常豚の画像データを動物衛生課へメール送信する。また、疫学情報についても CSF 指針別記様式 6 (様式集) 又は ASF 指針別記様式 2 (様式集) により報告する。

2) 関係者への異常通報受理情報伝達

畜産課は、「異常通報(疑い事例発生)時の連絡体系」(- 4) に基づき、関係者へ様式 2 (様式集) をメール送信する。

4 初動防疫の準備

(1) 現地防疫対策本部（発生地振興局）の対応

家保の対応

家保は、初動防疫報告票 1～6（様式集）を作成し、電子メール又は大容量ファイル一時受渡しフォルダを介し県防疫対策本部へ提出する（フォルダ名：「年月日」（地域）豚 初動防疫報告票）「例：20200822(中央)豚初動防疫報告票」



作成した初動防疫報告票を大容量ファイル一時受渡しフォルダに保管する場合、受渡しフォルダの農林部×畜産課に「年月日」（地域）豚 初動防疫報告票」のフォルダを作成し保存する。
ファイルの取り扱いは厳重に注意すること。

現地防疫対策本部内で情報を共有する。

異常通報農場が属する組合等に、情報管理を徹底の上、電話で内容を伝える。

○初動防疫報告票

| 初動防疫報告票 | 主 な 内 容 | 添付資料 | 注意事項 |
|-------------------------|---|----------------------------|--|
| 1 (発生農場の概要) | 発生農場の概要 | 位置図、農場、埋却地平面図、バス経路図、テント配置図 | 【平時の対応】 ○後方支援センターは駐車可能台数を確認しておく。 ○農場拠点は可能な限り農場に近い場所とする。 ○埋却予定地は年に一回は現地確認をしておく。また所有者を確認しておく。自己の所有する土地でない場合は、埋却への合意書等を書面で交わす指導を行う。 ○農場に立ち入りした際に、農場所有の機械の種類・台数。操作資格者を確認しておく。 |
| | 関連農場・施設等の概要 | 位置図 | |
| | 後方支援センター | 位置図 | |
| | 農場拠点 | 位置図 | |
| | 自衛隊前進拠点 | | |
| | 埋却（焼却等）予定地 | | |
| | 農場所有の機械類 農場の特記事項(農場敷地面積、豚舎面積、農場出入口箇所数、通行遮断場所箇所数) | 位置図 | |
| | 発生状況確認検査 | | |
| 2 (制限区域情報1) | 制限区域情報(区域内の飼養戸数・羽数) | プロット図 | 制限区域が他の振興局に跨る場合は、次項「制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照 |
| | 制限区域内の関連施設 | プロット図 | |
| 2 (制限区域情報2) | 移動制限区域(市町区域名) | | 制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照 |
| | 搬出制限区域(市町区域名) | | |
| 3 (消毒ポイント) | ポイント情報 | 設置位置図 | 【平時の対応】 ○年に一度はリストアップされた場所を現地で確認しておく。 制限区域が他の振興局に跨る場合は、次項「制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照 |
| 4 (防疫作業従事者 必要人員数) | 発生農場防疫作業 | | |
| | 発生状況確認検査 | | |
| | 消毒ポイント | | |
| 5 (発生農場の疫学 関連情報1) | 豚に関する疫学情報 | | |
| | 人・車両に関する疫学情報 | | |
| 5(同2) | 疫学関連農場一覧 | | |
| 6 (必要機材・資材 数量) | 基礎数値入力表 | | 【平時の対応】 備蓄資材の確認を定期的実施する。 |
| | 防護服関連資材(1クール(8時間)ごと) | | |
| | 防護服関連資材(24時間ごと) | | |
| | 必要資材(防護服関連以外)(作業箇所ごと) | | |
| | 必要資材(防護服関連以外)(品目ごと) | | |
| | 備蓄資材搬出数量 | | |
| | 資材振り分け先 | | |
| | 作業箇所別資材管理表 | | |
| 資材購入関係 | | | |

 初動防疫報告票6関係
 県備蓄資材数量は、平時は中央家保が数量管理を行い、変動がある度、随時最新のデータを県対策本部資材班と各家保で共有する。

 初動防疫報告票は全てを完成させて報告するのではなく、項目ごとに出来た分から報告すること

制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法

| | 発生地管轄 () | 制限区域が跨る等の管轄外 () |
|--|---|--|
| <p>9:00 異常通報・ 家保立入・ 血液検査 等実施</p> | <p>< 制限区域情報の速報 > 発生地家保 ・防疫マップで区域設定 ・制限区域の速報伝達 「発生農場名」、「制限地域及び制限 農場」を電話連絡</p> <p>< 様式 1 (発生情報) > 発生地家保 県本部 局、管轄市町 ・「様式 1」をメール送信し、制限地 域を電話連絡</p> <p>< 初動票 2-1、2-2 (制限区域情報) > 発生地家保 ・「初動票 2-1、2-2」を作成 ・制限区域情報の伝達 県本部 局、管轄市町 ・「初動票 2-2」を大容量フォルダ (市 町はメール) で提供し、電話連絡 発生地管轄外の農場が含まれる場 合は、「初動票 2-1」も提供</p> <p>< 初動票 3 (消毒ポイント情報) > 発生地家保 ・事前共有したポイントを確認し、該 当家保へポイント変更の有無を電話 確認 ・該当家保からの回答を受け、ポイント を決定</p> <p>発生地家保 県本部 局、管轄市町 ・「初動票 3 (詳細情報含む)」を大容 量フォルダ (市町はメール) で提供 し、電話連絡 ・該当家保からの報告を受け、最終的 なポイントを決</p> | <p>管轄外家保 (制限区域が跨る) ・制限区域の速報受理</p> <p>< 様式 2 (個人情報なし) > 管轄外家保 局、制限区域が跨る市町 ・「様式 2」をメール送信し、制限地域 を電話連絡</p> <p>管轄外家保 局、制限区域が跨る市町 ・「初動票 2-2」大容量フォルダ (市町 はメール) で提供し、電話連絡 発生地管轄外の農場が含まれる場 合は、「初動票 2-1」も提供</p> <p>管轄外家保 ・事前共有したポイントを確認し、電 話回答 ・変更がある場合は、直ちに所長決裁 後の「初動票 3 (詳細情報含む)」を 発生地家保あてメール送信</p> <p>管轄外家保 局、消毒 P を設置する市町 ・「初動票 3 (詳細情報含む)」を大容 量フォルダ又はメール (市町はメール) で提供し、電話連絡 変更する場合は、所長決裁後の「初 動票 3 (詳細情報含む)」を発生地家保 あてメール送信</p> |
| <p>13:00 国による 写真判定</p> | <p>< 様式 3 (写真判定結果) > 畜産課 農政課 局、管轄市町 ・「様式 3」をメール送信し、電話連 絡</p> | <p>< 様式 3 (写真判定結果) > 管轄外家保 局、制限区域が跨る市町 ・「様式 3」をメール送信し、電話連絡</p> |

各作業班の対応

防疫作業に必要な準備作業に当る。

○作業動員者：各所属へ動員可能者を照会

○資材調達

【リース資材】連絡先（東建リース（株）長崎北営業所）へ異常通報の内容を電話連絡。

【購入資材】内容・数量の確認及び発注様式の準備（初動防疫報告票6）

○動員者輸送用バス（後方支援センター 農場拠点）の確保

【バス会社】バス運行計画作成

【農大】農大バス借用の可否を電話確認

【レンタカー会社】必要台数を電話連絡、【局】運転士の派遣要請

○埋却作業準備：建設業協会該当支部へ異常通報の内容を連絡

（2）市町の対応

- ・市町は、家保から送信された初動防疫報告票1に記載の後方支援センターや自衛隊前進拠点（必要に応じて設置）に充てる施設や農場拠点を設置する場所が使用可能か否かを確認して家保へ連絡する。
- ・使用不可である場合は、代替施設や場所の提案を行う。
- ・市町職員が担当する作業要員の確保に当る。

5 農場への立入検査

家畜防疫員は、原則3名で農場立入を行う。農場到着後、異常豚が確認された豚舎（豚房）以外の豚舎（豚房）において、異常の有無を確認する。その後、異常豚が確認された豚舎（豚房）を観察し、異常を呈する豚群の写真を撮影し、CSF又はASFの特定症状を確認した場合は、画像データ等を現地から家保へメール送信する。

また、異常豚及びその同居豚を中心に異常豚が確認された豚房から4頭以上、その他の豚房から2頭以上の計10頭の採血（全血、血清）及び体温測定を実施する。なお、哺乳豚舎で異常が確認された場合は、採材した哺乳豚の母豚を含めて実施する。

さらに、当該農場に関する疫学情報について、CSF指針別記様式6又はASF指針別記様式2に基づき調査を行う。なお、病性鑑定を行うため、死亡豚等を家保へ持ち帰る。

6 国による写真判定から検体搬送までの作業

- （1）家保は、採材した血液及び搬入された死亡豚についてそれぞれ血液検査及び解剖を行う。その後、病性鑑定材料を中央家保へ搬送する。中央家保に抗体検査、遺伝子検査を病性鑑定依頼する際、家保での検査結果を病性鑑定送付材料リストに記載し、画像データと併せて中央家保（検査課）へメール送信する。併せて、疫学情報（CSF指針別記様式6（様式集）又はASF指針別記様式2（様式集））をメール送信する。なお、病性鑑定送付材料リストについては、畜産課へもメール送信する。
- （2）中央家保（検査課）は、病性鑑定依頼書（CSF指針別記様式7又はASF

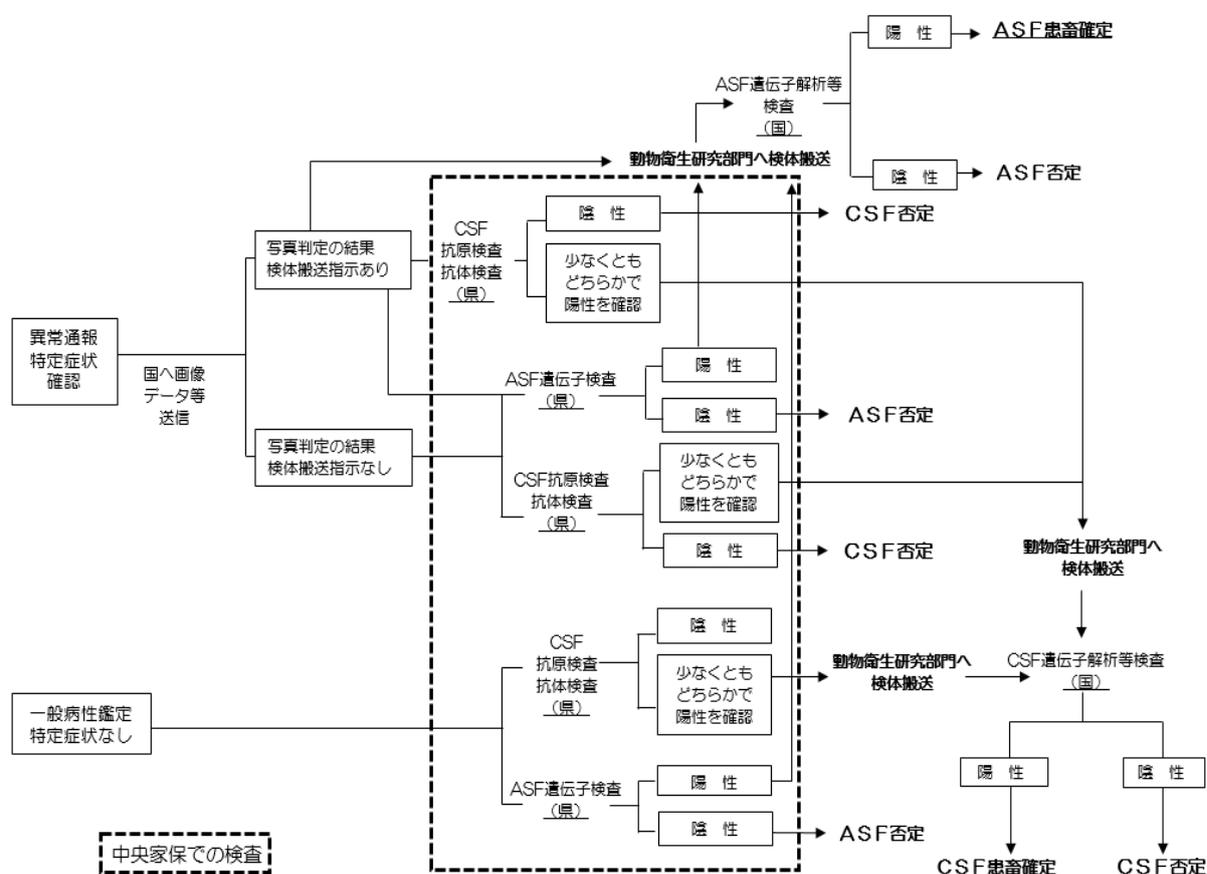
指針様式3)(様式集)を作成し、疫学情報(CSF指針別記様式6(様式集)又はASF指針別記様式2(様式集))及び病性鑑定送付材料リストとともに事前に動物衛生研究部門(海外病研究拠点)へメールにて送付する(CC:で畜産課にも送信)。さらに、病性鑑定依頼書(公印押印済み)疫学情報及び病性鑑定送付材料リストを材料に同梱して動物衛生研究部門(海外病研究拠点)へ航空機で貨物として搬送する。

写真判定で検体搬送の指示があった場合は当該家保が対応

(3) 検体搬送の有無に関わらず、中央家保は、CSF検査(遺伝子検査、エライザ検査及び蛍光抗体法)及びASF遺伝子検査を実施する。

採材: 異常豚及び同居豚の血清、抗凝固剤加血液並びに異常豚等の臓器(扁桃、腎臓及び脾臓)を検体として採材する。

CSF・ASF検査対応フロー図



7 病性鑑定材料の輸送

確定診断のため、検査材料を国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門(海外病研究拠点)へ輸送する。

(1) 検体発送

1) 写真判定の結果、農水省から検体搬送の指示があった場合

<動物衛生研究部門(海外病研究拠点)への検体発送>

○航空貨物を利用する場合

| 役 割 | 畜産課 | 現地家保 | 東京事務所 |
|---------------------------------|-----|-------|-------|
| 動物衛生課との連絡調整 | | | |
| 貨物便受付窓口との連絡調整 | | | |
| 病性鑑定依頼書の作成 | | | |
| 材料の搬送（貨物受付窓口まで） | | （振興局） | |
| 材料の搬送（貨物受取から動物衛生研究部門 海外病研究拠点まで） | | | |

【現地家保】

材料として臓器（扁桃、脾臓、腎臓）、異常豚及び同居豚の血清並びに抗凝固剤加血液を採材し、動物衛生研究部門用と中央家保検査課用をそれぞれ梱包。

CSF 指針別記様式 8（又は ASF 指針別記様式 3）（検査依頼文書）及び病性鑑定送付材料リストを作成。

作成した CSF 指針別記様式 8（又は ASF 指針別記様式 3）（検査依頼文書）及び病性鑑定送付材料リストを畜産課（家畜衛生班）へメール送信。

CSF 指針別記様式 8（又は ASF 指針別記様式 3）（検査依頼文書）に公印を押印した原本の写しと豚熱・アフリカ豚熱病性鑑定送付採材リスト（様式集）、CSF 指針別記様式 6（又は ASF 指針別記様式 1）を材料と同梱して動物衛生研究部門へ航空機で貨物として輸送。なお、CSF 指針別記様式 8（又は ASF 指針別記様式 3）（検査依頼文書）の原本は別途郵送。

畜産課へ搭載予定の航空機便名及び出発・到着時間・荷姿及び個数を畜産課へメール及び電話で報告。

【畜産課】

東京事務所へ検体輸送依頼及び搭載予定の航空機便名、出発・到着時間等について電話連絡。

航空貨物は、荷受人以外は引取り不可であるため、連絡時に羽田空港で検体を受け取る荷受人及び代理人の 2 名の東京事務所職員の氏名を確認。

荷受人及び代理人の氏名を現地家保へ伝える（メール送信後電話連絡）。

【現地振興局】

公用車等で検査材料を空港へ搬送。

日通又は航空貨物受付窓口での貨物受付時に荷受人及び代理人の氏名を伝え、その際発行される運送状番号を畜産課へ伝える（メール送信後電話連絡）。

空港貨物受付窓口連絡先

| | | | | |
|--------|-----|--------------|-----|--------------|
| 長崎空港 | ANA | 0957-53-6918 | JAL | 0957-53-8253 |
| | 日通 | 0957-53-6043 | | |
| 五島福江空港 | ANA | 0959-72-8119 | 日通 | 0959-74-1401 |
| 対馬空港 | ANA | 0920-54-3939 | 日通 | 0920-54-2320 |
| 福岡空港 | ANA | 092-415-0200 | JAL | 092-621-4038 |

天候不良による欠航等を想定し、別途可能な交通手段がないか、事前に検討しておくこと。

【畜産課】

検査材料搬送依頼書（様式集）を作成し東京事務所へ FAX またはメール送信（メール送信後電話確認）。

○鉄道を利用する場合

【現地家保】

材料として臓器（扁桃、脾臓、腎臓）、異常豚及び同居豚の血清並びに抗凝固剤加血液を採材し、動物衛生研究部門用と中央家保検査課用をそれぞれ梱包。

CSF 指針別記様式 8（又は ASF 指針別記様式 3）（検査依頼文書）及び病性鑑定送付材料リストを作成。

作成した CSF 指針別記様式 8（又は ASF 指針別記様式 3）（検査依頼文書）及び病性鑑定送付材料リストを畜産課（家畜衛生班）へメール送信。

CSF 指針別記様式 8（又は ASF 指針別記様式 3）（検査依頼文書）に公印を押印した原本の写しと豚熱・アフリカ豚熱病性鑑定送付採材リスト(様式集)、CSF 指針別記様式 6（又は ASF 指針別記様式 1）を材料と同梱。現地振興局が動物衛生研究部門へ鉄道で手荷物として輸送。なお、CSF 指針別記様式 8（又は ASF 指針別記様式 3）（検査依頼文書）の原本は別途郵送。

畜産課へ出発・到着時間をメール及び電話で報告。

< 中央家保検査課への検体搬送 >

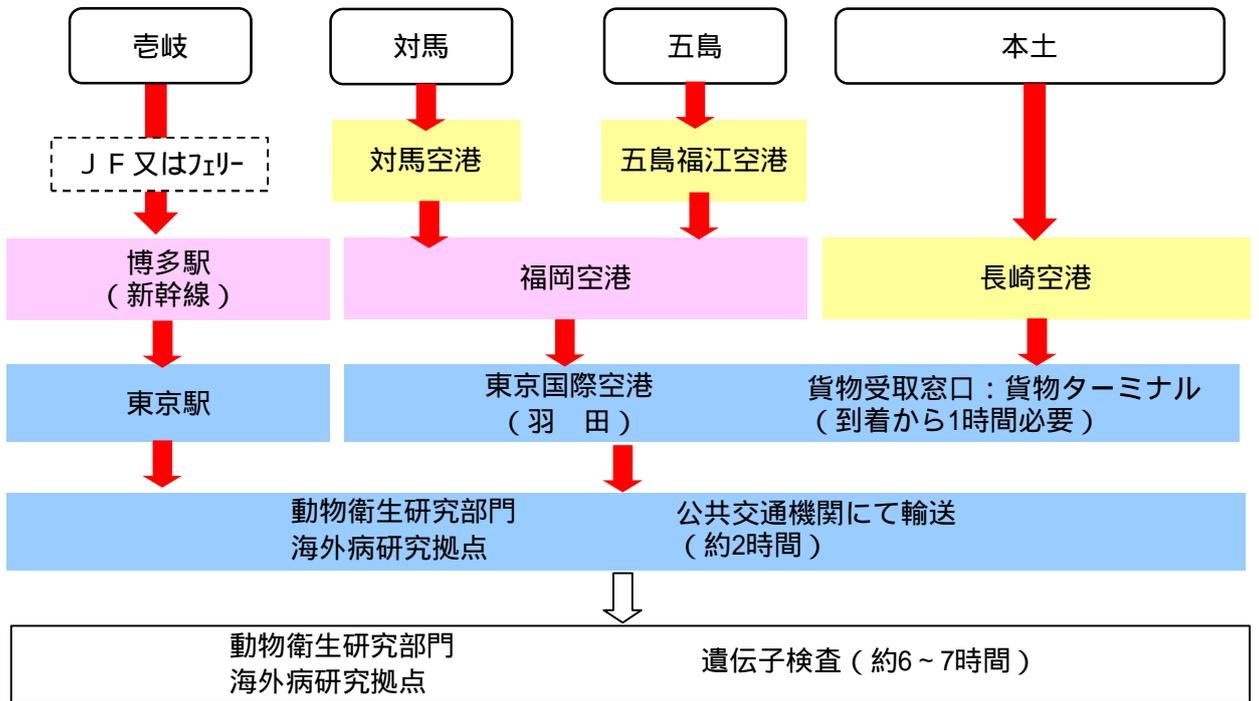
【現地家保】

中央家保検査課用材料が検査課へ到着する予定時間を県畜産課及び検査課に連絡し、中央家保へ搬送。

豚熱・アフリカ豚熱病性鑑定送付採材リスト(様式集)を作成。

畜産課及び検査課へ 及び CSF 指針別記様式 6（又は ASF 指針別記様式 1） をメール送信。

< 検体の輸送フロー >



2) 写真判定の結果、農水省から検体搬送の指示が無かった場合

【現地家保】

材料として臓器（扁桃、脾臓、腎臓）、異常豚及び同居豚の血清並びに抗凝固剤加血液を採材・梱包し、材料が中央家保検査課へ到着する予定時間を県畜産課、検査課に連絡し、中央家保へ搬送。

豚熱・アフリカ豚熱病性鑑定送付採材リスト(様式集)を作成。

畜産課及び検査課へ をメール送信。

【中央家保検査課】

CSF 指針別記様式 8 (又は ASF 指針別記様式 3)(検査依頼文書)及び病性鑑定送付材料リストを作成。

作成した CSF 指針別記様式 8 (又は ASF 指針別記様式 3)(検査依頼文書)及び病性鑑定送付材料リストを畜産課(家畜衛生班)へメール送信。

CSF (又は ASF) 検査で陽性が確認され、農水省から検体搬送の指示があった後、CSF 指針別記様式 8 (又は ASF 指針別記様式 3)(検査依頼文書)に公印を押印した原本の写しと病性鑑定送付材料リスト(豚熱・アフリカ豚熱)、現地家保から提出された CSF 指針別記様式 6 (又は ASF 指針別記様式 1) を材料と同梱して動物衛生研究部門へ航空機で貨物として輸送。なお、CSF 指針別記様式 8 (又は ASF 指針別記様式 3)(検査依頼文書)の原本は別途郵送。

畜産課へ搭載予定の航空機便名及び出発・到着時間・荷姿及び個数をメール及び電話で報告。

【畜産課】

東京事務所へ検体輸送依頼及び搭載予定の航空機便名、出発・到着時間等について電話連絡。

航空貨物は、荷受人以外は引取り不可であるため、連絡時に羽田空港で検体を受け取る荷受人及び代理人の2名の東京事務所職員の氏名を確認。

荷受人及び代理人の氏名を検査課へ伝える（メール送信後電話連絡）。

【県央振興局】

公用車で検査材料を長崎空港へ搬送。

日通窓口での貨物受付時に荷受人及び代理人の氏名を伝え、その際発行される運送状番号を畜産課へ伝える（メール送信後電話連絡）。

空港貨物受付窓口連絡先

長崎空港 日通 0957-53-6043

【畜産課】

検査材料搬送依頼書（様式集）を作成し東京事務所へ FAX またはメール送信（メール送信後電話確認）。

（2）貨物受取から農研機構 動物衛生研究部門（海外病研究拠点）への搬入

【東京事務所】

羽田空港の貨物ターミナルで受け取り



○入構ゲートで手続きを行い、搭載された航空機の航空貨物（ANACargo、JALCargo）で検査材料を受け取る。

○入構の際は、入構ゲートで指示に従うこと。

○入構には身分を証明するもの（運転免許証等）が必要。

貨物便が羽田空港到着後 30～40 分後に受取が可能。受け取りには「運送状番号」が必要。

ANACargo は羽田空港東貨物地区、JALCargo は西貨物地区で営業

荷物（検査材料）を受け取り後、下記の検査機関へ搬送する

| | |
|-------|----------------------------|
| 検査機関名 | 農研機構 動物衛生研究部門（海外病研究拠点） |
| 所在地 | 〒187-0022 東京都小平市上水本町6-20-1 |
| 電話 | 042-321-1441 |
| F A X | 042-325-5122 |
| 受取窓口 | 企画管理部 管理課 小平管理チーム |



航空機各社が減便や終日欠航の場合で、検査機関への到着が航空機利用よりも明らかに早くなる場合は、JR 等鉄道を利用して輸送する。

その場合は、検体輸送者（振興局職員）が検査機関へ直接輸送する。

8 隣県（佐賀県・熊本県）からの通報に対する本県の対応

隣県である佐賀県又は熊本県で発生した際に、本県の一部が制限区域に入る場合の対応は、下記のとおりとする。



県境での発生時は、消毒ポイントの設置箇所に関し県防疫対策本部と隣県で協議を行う。

| 隣県からの通報内容 | 本県の報告様式 | | 通報を受けて対応する内容 |
|--|--------------|---------------------------|-----------------------------|
| | 様式 | 件名 | |
| <p>隣県で、CSF又はASFの疑い事例が発生し、県における病性鑑定（解剖検査、遺伝子検査等）の結果、検体を送付</p> <p>検体の搬送を決定した段階</p> | 様式7 （様式集） | 県におけるCSF又はASFの疑い事例の情報について | 本県での「異常家畜通報（疑い事例発生時）」の対応を実施 |